［記載要領］

１．複数の緊急時計画を作成する場合は、緊急時計画の数に応じ、適宜本表を追加して作成すること。

２．他の法令等に基づき作成した別の計画等によることとすることも可とする。その場合、当該計画等の名称及び参照先を記載した上で、当該計画等を添付して提出すること。その際、当該計画等中のいずれの部分が本緊急時計画のどの項目に該当するのかについて明記すること。

３．「２．第20条の３第１項の規定による環境大臣に対する通報の手続に関する事項」については、南極地域活動が行われている現場から主宰者等を経由して環境省に連絡が至る手順も含めて記載すること。環境省から南極地域活動が行われている現場に直接連絡をとることも想定されるため、関係者の連絡先は網羅的（例えば、衛星携帯電話の番号、衛星を経由したインターネットを利用したメールアドレス、ファックス番号等）に記載すること。

４．「５．事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」について、「当該南極地域活動において発生が想定される事件」が複数想定される場合は、（１）、（２）、（３）及び（４）を、それぞれ（１－１）、（１－２）、（１－３）、（１－４）、（２－１）、（２－２）、（２－３）及び（２－４）等として記載欄を追加した上で、それぞれ必要事項を記載すること。

５．「５．事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」について、「（２）事件に対応するための体制」には、南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件（以下「事件」という。）が発生した場合において、他の法令に基づき別の義務が生じるケースが想定される場合には、主宰者は、当該他の法令に基づき義務が生じる者(※)と連携、協力して対応するための体制や手順等についても記載すること。併せて、他の法令に基づき義務が生じる者が、事件に対応するための措置の実施について主宰者と連携、協力することについて了承している旨を確認できる書類等を添付すること。

（※）例えば、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第38条に基づき通報の義務が生じる船長、同法第39条第１項に基づき応急措置の義務が生じる船長等、同条第２項に基づき防除措置の義務が生じる船舶所有者等。

６．「８．その他」の項目において、「５．事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項」において記載した事件以外の事件が発生した場合の対応について記載すること。

様式第二の一を次のように改める。

様式第二の一（第十八条関係）

承　継　届　出　書

年　　月　　日

環境大臣　　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

南極地域の環境の保護に関する法律第10条※第１項／第２項の規定に基づき、申請者の地位を※引き継ぐ／承継したので、届け出ます。

南極地域活動の名称等		
被承継者	（ふりがな） 氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名	
	住所	電話番号（　　）　　－
承継者	（ふりがな） 氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名	
	住所	電話番号（　　）　　－